

新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会

# 中間報告書

平成20年8月28日

小林市・高原町・野尻町合併協議会

## ■小委員会における検討経過及び結果の中間報告

本小委員会は、小林市・高原町・野尻町合併協議会により付託を受けた、合併後の地域自治組織及び総合支所のあり方、新市基本計画の策定について検討を行い、検討経過及び結果について次のとおりまとめたので、小林市・高原町・野尻町合併協議会小委員会設置規程第11条の規定により中間報告します。

記

### I はじめに

近年の地方分権の進展の中、従来の「行政主導」や「画一施行」による行政運営から、「住民と行政との協働」によるまちづくりなど、国から地方へ、官から民への転換が図られてきています。

また、国・地方ともに厳しい財政状況にあり、加えて少子高齢化や人口減社会の進展は、特に小規模の市町村に深刻な影響を与え、これまでのような行財政基盤を維持できない状況を招きつつあります。

このような中、市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）の期限である平成22年3月31日に向けた市町村合併の取組みが進められていますが、合併による面積の拡大や特別職の減少などに伴い、「周辺部の声が届きにくくなり、周辺部が寂れるのではないか」といった不安の声があがる一方で、住民自治の充実や住民と行政との協働による新しい仕組みづくりの検討が行われるようになっていきます。

これまで取組みが進められてきている平成の大合併は、地方分権の実現が大きな目的であり、自立(自律)した地域の形成に向けて、それぞれの地域の状況に応じた取組みを住民自らが決定し、主体となったまちづくりを実行していくことが重要になってきます。

こうした背景をもとに、小林市・高原町・野尻町合併協議会では、住民自治を充実・発展させ、住民と地域が主体となったまちづくりの実現を図るため、市町村合併の議論に併せて、地域自治区等の設置について協議することとしました。

### II 小委員会での検討経過及び結果

#### (1) 地域自治区等を設置する必要性及び目的

- ①編入される高原町・野尻町住民の不安を解消しながら、小林市との一体的な発展を図ること、また地域の声や意見を新市の施策に反映させること、そして高原町・野尻町地域の住民自治の醸成を図るため、一定期間、何らかの地域自治組織を設置することが必要です。
- ②個人や地域などの小さな単位でできることはそれに任せ、それでは非効率またはできないことを行政で対応するという「補完性の原則」の考え方に基づく地域づくりとともに、住民自治の充実や行政と住民との「協働」による地域づくりを進めることが必要です。これに基づく地域自治の確立は、地方分権の観点から非常に重要であり、高原町・野尻町地域に地域自治区を設置し取組みを進めていく中で、将来的には新市全域への地域自治区の設置や小学校の通学区域を単位規模とした「まちづくり協議会」と連携した取組みも検討することが可能となります。
- ③地域自治区は活動するための事務所を有しており、高原町・野尻町地域の歴史や地域性を活かした、産業振興や地域振興等の役割を担うことができます。

## (2) 高原町・野尻町域の地域自治組織について

### 1. 地域自治区の設置

市町村の合併の特例等に関する法律第23条第1項の規定に基づき、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的に、合併前の高原町及び野尻町のそれぞれの区域に地域自治区を設置します。

### 2. 地域自治区の名称

地域自治区の名称は、それぞれ、高原町、野尻町とします。

### 3. 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域

地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとします。

位 置	名 称	所管区域
小林市高原町西麓899番地	小林市高原庁舎	合併前の高原町の区域
小林市野尻町東麓1183番地2	小林市野尻庁舎	合併前の野尻町の区域

### 4. 地域自治区の設置期間

地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとします。ただし、一定期間を経過した後、評価し、市町村の合併の特例等に関する法律第23条第1項または地方自治法第202条の4に規定する地域自治区の設置の是非について、再度検討します。

### 5. 地域自治区の事務所の所掌事務

- ・地域自治区の事務所が所掌する事務は、次のとおりとします。
  - ①総合支所の事務に関すること。
  - ②地域協議会の庶務及び運営に関すること。

### 6. 地域自治区の区長の選任

- ・編入合併により、町長、副町長及び教育長などの特別職が失職した後の一定期間は、高原町、野尻町域の事情に精通した人物が、地域の代表者として高原町、野尻町域の住民の意見を集約し、市長や本庁との折衝や調整を行いながら、まちづくりを進めていくことが肝要です。
- ・また、地域自治区には地域協議会が設置されますが、合併後すぐに確立された組織と成り得ることは難しく、その間の地域のまとめ役が必要となるため、一定期間に限り事務所の長に代えて特別職の区長を置きます。
- ・区長の選任にあたっては、市長は地域協議会や地域自治区内の組織・団体等の意見を求め、地域の意見を尊重して、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任するものとします。
- ・なお、区長の報酬の額は、その身分及び職責を踏まえ財政状況等を考慮した上で、市長が小林市特別職報酬等審議会に諮り、別に定めるものとします。

## 7. 区長の設置期間

- ・地域自治区の事務所に地方自治法に基づき事務所の長を置き、市長の補助機関である職員をもって充てます。
- ・ただし、市町村の合併の特例等に関する法律の規定により、合併の日から2年間に限り事務所に代えて特別職の区長を置きます。

## 8. 区長の任期

- ・区長の任期は、2年とします。ただし、区長が欠けた場合における補欠の区長の任期は、前任者の残任期間とします。

## 9. 区長の権限

- ・区長は、地域自治区を代表し、その地域の特性や資源を活かした独自性のあるまちづくりのため、市長に助言し、または意見を具申します。
- ・区長は、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の小林市の機関及び地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携（協働）を図りつつ、担任する事務を処理するものとします。

## 10. 地域協議会の組織及び委員の選任・任期

- ・地域協議会は、委員15人以内で組織します。地域協議会の委員は、当該地域自治区の区域内に住所を有する者で、次の各号に掲げる者のうちから、住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して、市長が選任します。
  - ①当該地域自治区の区域内の公共的団体及びまちづくり委員会等が推薦する者
  - ②学識経験を有する者
  - ③公募による者
- ・委員の任期は2年とし、再任は妨げません。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

## 11. 地域協議会の会長及び副会長

- ・地域協議会に、会長及び副会長を各1人置きます。会長及び副会長は、委員の互選により選任します。
- ・会長は、地域協議会を代表し、会務を総理します。
- ・副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理します。
- ・会長及び副会長の任期は、委員の任期とします。

## 12. 地域協議会の委員の報酬

- ・委員の報酬については、小林市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条例に基づき、日額報酬を支給するとともに、費用を弁償します。

## 13. 地域協議会の会議

- ・地域協議会の会議は、会長が招集します。
- ・定例の会議の開催回数は、年次計画を作成し、月1回を基本として開催します。なお、会長は必要に応じて、臨時に会議を開くことができます。
- ・会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければなりません。

- ・会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができません。
- ・会議の議長は、会長が務めるものとします。
- ・会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。
- ・会長は、審議上必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができます。
- ・会議は公開とします。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮ったうえで公開しないことができます。

#### 14. 地域協議会の権限

- ・次に掲げる事項のうち、市長その他の機関により諮問されたものまたは必要と認めるものについて審議し、市長その他の機関に意見を具申することができます。
  - ①地域自治区の事務所が所掌する事項
  - ②市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
  - ③市の事務処理に当たっての地域自治区の区域に住所を有する者との連携の強化（協働）に関する事項
- ・市長は次の各号に掲げる市の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、または変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければなりません。
  - ①新市基本計画の変更及び執行状況に関する事項
  - ②基本構想及び総合計画の策定及び変更に関する事項
  - ③各種地域計画の策定及び変更に関する事項
  - ④予算編成に関する重要事項
  - ⑤公の施設の設置、統合及び廃止並びに管理運営に関する事項
  - ⑥前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

#### 15. 高原庁舎、野尻庁舎における予算要求・執行

- ・予算要求は、高原庁舎、野尻庁舎における所属課単位での要求を基本としますが、事務の効率化に資する事業については、本庁所属課で一括要求します。高原庁舎、野尻庁舎においては、予算要求書を提出するにあたっては、区長（事務所長）の決裁を得ることとします。
- ・区長（事務所長）は予算編成方針に照らして、要求内容の検討を行うとともに、高原町区、野尻町区内の調整の必要性を勘案しながら、高原庁舎、野尻庁舎に係る予算要求を総括します。
- ・高原庁舎、野尻庁舎では、本庁財政課から直接、予算の配当を受け、区長（事務所長）、高原庁舎・野尻庁舎課長が、付与された専決権の範囲内で予算を執行します。ただし、本庁での一括執行予算は除きます。

#### ■協働のパートナーとしてのまちづくり協議会組織のあり方

- ・新市において、小林市市民協働のまちづくり基本指針に基づき、小学校の通学区区域程度の単位規模を基本として設置するまちづくり協議会組織については、設置するよう調整するものとします。

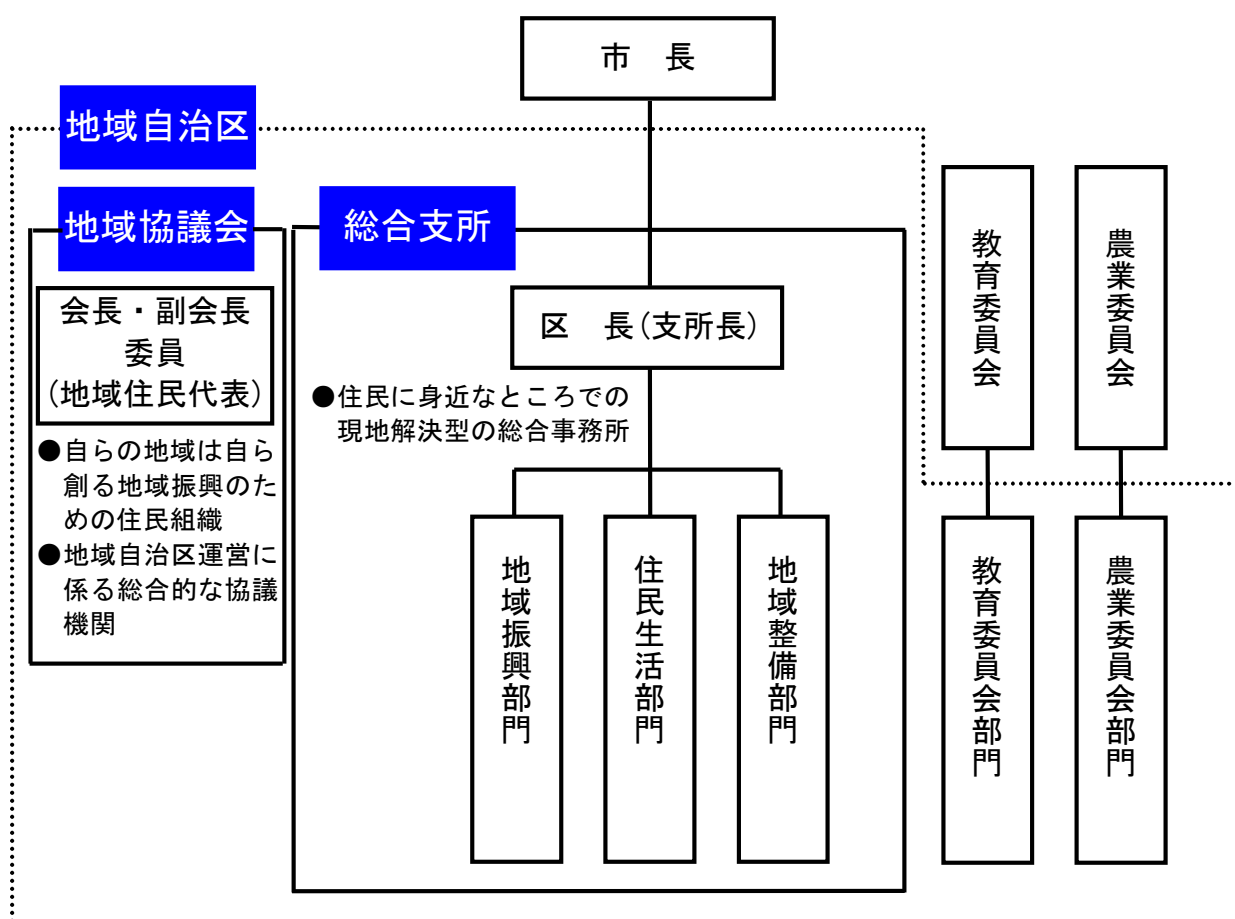
#### ■地域自治区(特例)設置期間終了後の地域自治組織のあり方

- ・地域自治区(特例)設置期間中、一定の期間を経過した後、地方自治法第202条の4に規定する地域自治区(一般)の設置の是非について、再度検討します。

### (3) 高原町、野尻町域の総合支所の機能について

- 高原町、野尻町の区域を所管する総合支所を設置します。
- ◎ 総合支所の組織と機能
  - ・ 合併後、高原町、野尻町の区域における行政事務を住民に身近なところで処理するため、それぞれ総合支所を設置します。
  - ・ 総合支所は、地域協議会と連携し、区域住民福祉の向上に努めるとともに、区域における効率的な行政運営を図るものとします。

#### 《地域自治区における総合支所と地域協議会の組織イメージ》



## ■合併後の組織の概要

### ■市長部局

- ◎市の行政機能を、「管理機能」（総務・企画・財政・人事等）、「分野別機能」（保健・医療・福祉、自然・環境保全、都市基盤整備、産業・経済・観光振興、教育・文化、地域コミュニティ）、「窓口機能」の3つの機能に大別します。
- ◎本庁舎で業務を行うことが望ましい「管理機能」の部署については、現在の小林市の組織に統合します。また、「分野別機能」における各部署の政策立案（統括）部門についても、原則として小林市の組織に統合します。
- ◎総合支所には、
  - 「地域振興部門」…（総合支所内の連絡調整、地域コミュニティの支援、地域協議会の運営に関する業務など）
  - 「住民生活部門」…（戸籍・住民票・国保関連業務、税の収納・証明関連業務、環境保全関連業務、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉・社会福祉関連業務、保健衛生関連業務など）
  - 「地域整備部門」…（農林水産業・商工業・観光振興関連業務、道路整備・公園整備・公営住宅整備・上下水道事業関連業務など）において総合支所の所管区域に係る「分野別機能」と、住民に直接関係がある「窓口機能」を所管する部署を設置します。
- ◎総合支所には特別職の区長（支所長）を置き、これらの部署を統括します。
- ◎建設（道路・河川等）及び上下水道の工事については、一定程度の工事（維持・補修等）は総合支所で実施し、そのほかの工事は、すべて本庁舎で実施します。

### ■教育委員会事務局

高原町、野尻町の教育委員会事務局は、小林市の教育委員会事務局の組織に統合し、総合支所には出先機関を設置します。

### ■農業委員会事務局

高原町、野尻町の農業委員会が小林市の農業委員会の組織に統合した場合は、事務局も統合し、総合支所には出先機関を設置します。

### ■その他の事務局

議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局については、小林市の組織に統合します。

## ■合併までの協議

総合支所における具体的な部署及び職員の配置、教育委員会、農業委員会の出先機関の配置等については、合併までに1市2町が協議して決定します。

### （４）新市基本計画について

新市基本計画については、これまでに序章から第8章までの協議・確認を行い、現在、第9章・財政計画について本日午前中の小委員会まで協議をしました。

## ■小委員会の開催状況

### ●第1回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会

日 時：平成20年5月29日（木） 午前10時～  
場 所：高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」中研修室  
協議事項：①小林市の地域自治区の現状について  
②総合支所の現状について  
③新市基本計画等の策定について  
④小委員会のスケジュールについて

### ●第2回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会

日 時：平成20年6月26日（木） 午前9時30分～  
場 所：野尻町農村環境改善センター研修室  
協議事項：①高原町・野尻町域の地域自治組織について  
②総合支所の機能について  
③新市基本計画（序章～第3章）について提案・協議・確認  
④小委員会スケジュールの変更について

### ●第3回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会

日 時：平成20年7月8日（火） 午後1時30分～  
場 所：小林市役所4階大会議室  
協議事項：①高原町・野尻町域の地域自治組織について  
②総合支所の機能について

### ●第4回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会

日 時：平成20年7月24日（木） 午後1時30分～  
場 所：小林市役所4階大会議室  
協議事項：①高原町・野尻町域の地域自治組織について  
②総合支所の機能について

### ●第5回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会

日 時：平成20年7月31日（木） 午前9時30分～  
場 所：小林市須木総合ふるさとセンター2階会議室  
協議事項：①高原町・野尻町域の地域自治組織について  
②新市基本計画（第4章～第8章）について提案

### ●第6回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会

日 時：平成20年8月8日（金） 午後1時30分～  
場 所：小林市役所4階大会議室  
協議事項：①高原町・野尻町域の地域自治組織について  
②新市基本計画（第4章～第8章）について協議・確認

### ●第7回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会

日 時：平成20年8月21日（木） 午前9時30分～  
場 所：小林市役所4階大会議室  
協議事項：①高原町・野尻町域の地域自治組織について  
②新市基本計画（第9章）について提案



## ■小委員会の検討経過における主な意見

### 第1回小委員会

5月29日 高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」中研修室

最初に、委員の互選により、委員長に高原町の入佐廣登委員、副委員長に小林市の小畠利春委員を選出した。

協議事項に入り、まず小林市の地域自治区の現状について事務局から説明があり、委員から「地域自治区について、今回の合併においても、須木との合併の時と同じようなものを目指すのか」「須木地域協議会の委員の公募状況はどうだったのか」との質疑が出された。

また、総合支所の現状について事務局から説明があり、委員から「須木庁舎では合併に伴い組織が縮小した。これは当然の事だと思うが、住民が不自由になることはないのか」との質疑が出された。

次に新市基本計画の策定について事務局から説明があり、委員から「計画期間が概ね10年となっているが、具体的にどのくらいか。」「合併後の一体感の醸成には10年は長いのではないか。行政改革の推進に意味があるため、長すぎると住民負担が増えるのではないか」「住民アンケートは年齢別には配慮しているのか」等の意見・質疑が出された。

次に小委員会のスケジュールについて事務局から説明があり、委員から「4か月という非常に短い期間での策定となるため、次回には計画素案全体の構成について示してほしい」との要望意見が出された。

最後に、次回の検討事項について事務局から説明があり、原案のとおり確認した。

### 第2回小委員会

6月26日、野尻町農村環境改善センター会議室

#### ■高原町・野尻町の地域自治組織について

協議では、まず高原町・野尻町の地域自治組織の協議の進め方について事務局から説明があり、委員から次のような意見・質疑が出された。

- ・資料に旧須木村の例を出している。これによると、地域自治区を置くか置かないかの議論になってしまう。確認書によると「地域自治区等」を置くことになっている。地域自治区、審議会という形態など、いろいろと選択肢がある。
- ・地域自治組織の下に校区単位でまちづくり委員会を置くことで、これからの地方分権の時代に住民の不安、懸念を解消しなければならない。
- ・住民の環境急変に対する不安感、これが最大の問題である。これを考えたときに、審議会ですることと地域自治区ですることを比べるとどうなのか。地域自治区スタイルの方が住民の理解が得られるのでは。
- ・今回は行政改革のための合併であり、新市の一体感を持つことが重要。地域自治区設置は撤廃すべきであり、審議会のような方法が良いと思う。
- ・新市において心の融合を図ることは必要だが、移行期間は必要ではないか。一気にやることには無理があるのではないか。

- ・移行期間は必要だと思うが、10年は長い。もっと短くするべきだ。
- ・当分は地域自治区を設置し、区長を置くほうが良いと思う。
- ・小林市と合併することには住民の不安があり、その解消が必要である。地域自治区を設けた上で、校区毎に審議会を置くのが良いのではないか。
- ・須木とのバランスもあるし、地域自治区を設置したほうが良いのでは。ずっと置くものではなく経過措置だから必要だと思う。何年間かは必要ではないか。
- ・須木ではまず組織ができた。在任特例をとった。市会議員になると須木の人は相談しにくい。地域自治区については、なかなか認知されておらず、最初は、発表会・勉強会みたいなものであったが、今やっと良いものになってきた。
- ・地域審議会、地域自治区のどちらでも良いが、研究が必要。組織を作ったからといって住民に理解されないと意味がない。なぜ今の須木地域自治区が機能しないのか。メンバー選出に問題があるのではないか。
- ・地域自治区以外を設置する場合、確認事項書の扱いはどうなるのか。
- ・「地域自治区等」であり、地域自治区に限られるわけではないので問題はない。
- ・今後、視察研修もあるので、その中で検討していったらどうだろうか。
- ・須木の場合は、住民の意見を聴いて地域自治区名が「須木」となった。
- ・「町」を残したほうが良いのでは。
- ・須木の場合は、新しい市になるのに「村」を残して良いものか、複雑になってしまうのでは、というような意見が出て地域自治区名を「須木」に決定した経緯がある。
- ・財政状況等を考えると、設置期間10年というのは長いのではないか。
- ・地域協議会では日額報酬をもらっているが、財政を圧迫するほどのものではない。それよりも、住民の不安解消の方が大事である。
- ・須木地域協議会も、初めは十分な役割を果たしていなかった。地域協議会での意見が市長まで伝わっていなかった。なくても良い組織かもしれないが、住民の安心にはつながる。
- ・個人的には設置期間は短くて良いと思う。それよりも校区単位のまちづくり委員会が必要である。
- ・新しい考え方としてある程度の期間を定めたいうえでその期間の評価をし、その評価に従ってその後の期間を定めるということはできないのか。
- ・「地域協議会の権限」について。「意見を述べることができる」とあるが「意見を具申できる」とできないか。

### ■総合支所の機能

次に、総合支所の機能について事務局から説明があり、委員から特に意見・質疑は出されなかった。

### ■新市基本計画（序章～第3章）

次に新市基本計画の序章から第3章について次に、総合支所の機能について事務局から説明があり、委員から「新市基本計画に住民アンケートの結果を掲載する予定があるか」等の意見・質疑が出された。

最後に次回の検討事項について事務局から説明があり、原案のとおり承認した。

## 第3回小委員会

7月8日 小林市役所4階大会議室

### ■高原町・野尻町の地域自治組織

#### ●地域自治区の設置

- ・地域自治区の設置とは、旧須木村との合併の際と同じものにするのか。今回違ったものができても良いのか。
- ・現在の須木自治区の在り方は今のままで良いのか。住民の声が地域協議会を通して生かされているのか。
- ・地域で助け合うコミュニティ組織を作っていかなければならない。各市町で自治区をつくっても、住民と結びつかないのでは意味をなさない。
- ・高原町、野尻町の住民不安はあると思う。地域自治区を小林市も含めて設置し、その下にまちづくり委員会を作り、総体的に捉えるべき。
- ・行政自らが課題を持ってやるべき。現在の自治組織を大事にしてほしい。
- ・須木と同じような組織の方が良いのでは。地域自治区は設置したほうが良い。
- ・住民自治とはいっても、しばらくは行政サイドで色々とするべき。
- ・住民参加をいかに徹底していくか。合併はゴールではなく始まりである。
- ・今の高原町を見て自治区を創っても機能しないのではないか。住民がいかに町のことに一生懸命取り組むかが大事だ。

#### ●地域自治区の名称

- ・名称は「野尻町」が良いと思う。
- ・どの名称にするかについて、法の制約はないのか。
- ・「町」がつくと紛らわしいのではないか。須木とのバランスもある。
- ・野尻町は委員で話し合っ「野尻町」としたほうが良いのではということになった。
- ・名称については、高原町、野尻町では住民アンケートや説明会のようなものを行う予定はないのか。
- ・説明会は行ってないが、住民サイドで「野尻町」とする意見が多い。
- ・町外に出ている人の思いも考えると、「町」がなくなるのは寂しい。
- ・郷愁は必要ない。個人的には、須木と同じ方向を目指すべき。
- ・行政・市民・議会一体となって考えをまとめなければならない。将来、市の中に「町」があるのはおかしいと考える人がいるかも知れない。

#### ●地域自治区の設置期間

- ・須木では10年以内となったが、できるだけ早く一体感を醸成すべき。
- ・須木との合併の際の残りの期間で足並みを揃えた方が良い。
- ・〇年以内というより〇年と、しっかり謳った方が良い。

#### ●地域自治区の事務所の所掌事務

- ・前回の小委員会で総合支所の機能で確認済みである。

### ●地域自治区の区長の選任

- ・区長を置くとなると、副市長相当職を置くのかということになる。
- ・組織機構は部制になるのではないかと。区長設置との関係が出てくる。事務所に職員を充てれば良い。
- ・区長に権限があっても、副市長事務分担規則により副市長が事務を行うのであれば区長を置く意味があるのか。
- ・事務所の長は一般職でも良い。
- ・校区単位のまちづくり委員会ができて機能すれば、特別職の区長ではなく職員が事務所長で良い。財政面の事もあり副市長と各区長で特別職が5人になって良いのか。
- ・住民の不安解消が第一。一体感が出るまでは区長を置き一定の権限を与えるべき。全ての決裁を本庁に上げれば、事務事業の遅滞も出てくる。
- ・一般職員が決裁権を持って良いのか。地域住民の意見を区長がまとめて市長に伝える必要がある。
- ・職員が自治区長になれば、職名の変更が必要になる。一般職員で対応できるのか。住民には期待と不安の両面がある。
- ・区長を置く意見が多かった。旧町の町長が区長になれば落ち着くかも知れないが、それで良いのか。
- ・高原町も野尻町も統一見解を示してほしい。自分は絶対区長は必要だと思うが。

### ●地域協議会の組織、委員の選任等

- ・まちづくり委員会をつくった時に地域の代表も入った方が良いのでは。
- ・まちづくり委員会は余計必要ない。地域自治区が1つあれば良い。
- ・各地域から1人は代表が出たほうが良いと思う。
- ・10人以内では欠席が出ると機能しない。15人以内の方が良い。
- ・須木と委員数を合わせた方がうまくいくと思う。
- ・人口の違いがあるので、須木とは合わせなくて良いのでは。
- ・委員の人数は人口割でも良いと思うが、合併すると公共的団体数も減るので、そんなには要らないのでは。

### ●地域自治区(特例)設置期間終了後の地域自治組織のあり方

- ・合併を機に、まちづくり委員会を作り上げていくことが必要。厳しい財政状況の中で、住民と一緒に難局を乗り越えないといけない。

意見を踏まえ、「合併新法に基づき、高原町・野尻町の区域にそれぞれ地域自治区を置く。設置期間は6年以内とし、須木区と期間を合わせる」ことを確認しました。

地域自治区の名称、地域自治区の区長の選任等については、意見が集約できないため、次回継続協議とすることとしました。

### ■総合支所の機能について

- ・須木との合併の際は、職員は10年間、退職者の半数採用となった。グループ制の導入については検討課題としてでも入れた方が良いのでは。

## 第4回小委員会

7月24日 小林市役所4階大会議室

### ■高原町・野尻町の地域自治組織について

#### ●地域自治区の設置期間

- ・設置期間が6年以内と3月31日まででは意味が違う。行政の事務執行面からは年度末までが望ましい。
- ・小林市の本庁舎も建替時期にきている。ただし書を入れた方が良い。
- ・合併後、早く融合が進んだ時は、設置期限が繰り上がる。ただし書を入れた方が良い。
- ・新庁舎を早めに建設してもらうことが必要。高原町、野尻町も建替えないといけないかも知れない。
- ・役所の組織機構と関係してくる。組織の再編は行わなければならない。再検討した結果で、設置期間が変わらないこともある。
- ・新庁舎建設は不確定要素が多い。設置期間は、新庁舎建設と切り離して考えた方が良い。
- ・ただし書は、「一定の期間経過後」と、ある程度の柔軟性を持たせておかなければいけない。
- ・合併後に何があるか分からないので、「一定期間」とした方が良い。
- ・一定期間でなく4年と決めた方が良い。どの時点で誰が判断するのか。
- ・議員をはじめ良識のある方々がたくさんいるので判断できるのでは。
- ・一定期間としておいて今やらないといけないという時期にすれば良い。

**意見を踏まえ、「地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。ただし、一定期間を経過した後、評価し、再度検討する」としました。**

#### ●地域自治区の名称

- ・「野尻町」と、「町」を入れた方が良いという意見でまとまった。
- ・町民の意見を聴くのが大事。須木との関係もあるが、野尻町の意見に高原町も合わせた方が良いと思う。
- ・須木との兼ね合いがある。そこはどうするのか。
- ・小林の意見も示してほしい。編入合併だから、小林の意見に従わないといけない。
- ・簡素化が一体感醸成のための基本であり、須木と合わせた方が良い。
- ・「町」を残したいのは年配の人の意見。若い人たちは小林市としての印象しかない。「町」は要らないと思う。
- ・「町」を残して一定期間経過後に判断することではいけないのか。

**意見を踏まえ、「地域自治区の名称は、それぞれ『高原町』、『野尻町』とする」としました。**

#### ●地域自治区の区長の選任等

- ・須木にならって区長設置をお願いしたい。
- ・副市長相当職5人は考えられない。1人年間1千万円の財源が必要。財政的に区長を置く余裕はない。

- ・小林市は経常収支比率が1年間に2%増えている。まず財政を把握するべき。区長を設置は慎重に判断しなければならない。
- ・高原町の場合は、財政状況は改善が見られている。
- ・住民説明会資料によると、高原町は平成23年には5億円の赤字になると説明されているが、どうなのか。
- ・期間は短くても、住民の不安払拭のためには、区長設置が必要である。
- ・財政が厳しいのはわかっている。小林市と2町の体制を円滑にするためにも、区長設置は必要である。
- ・住民の不安解消のため区長は必要と言うが、小林の住民は納得しない。
- ・財政面だけを考えれば落ち込むばかり。合併を申し入れた以上、小林の言うとおりにするしかないのではないか。
- ・高原町、野尻町の意見が小林市に伝わるのが一番大事。それができるなら、別に区長でなくても良い。
- ・住民が行政にもっと参画する組織を作ることによって住民の不安、懸念を払拭していくのが大事。
- ・地域協議会に対する期待感と同時に不安もある。受け入れる側の柔軟性が必要なのでは。
- ・財政状況が年々悪化してきているのは事実。編入でも良いから合併させてくれと言ってきているのでは。
- ・町長は小林市と一緒に新しい時代を創っていかうということを言っていると思う。
- ・新市の一体感のために区長設置等は排除していかないといけない。実際、他の地区で区長を置いても同じと聞く。
- ・財政問題があるから合併が必要なのでは。生きたお金の使い方をしないと、とんでもないことになる。
- ・特別職を置くのと一般職を置くのとでは違う。事務職員をもって充てれば良いのでは。それより組織をきちんと作り上げることが大事。

**意見を踏まえ、地域自治区の区長の選任等については、意見が集約できないため、次回継続協議とすることとしました。**

#### ●地域協議会の委員の選任等

- ・人口1万人で協議会委員が10人では少ない。15人位が良いのでは。
- ・色々な団体があり、多様な意見の集約には15人が適当ではないか。
- ・まちづくり委員会と連動していかないと住民の不安は払拭できない。地域協議会の人数は柔軟な方が良い。
- ・地域協議会は大き過ぎてもだめ。15~20人位が良いと思う。
- ・須木は見直しが必要。協議会はあるが地域団体と連携していなかった。15人は妥当なのではないか。

**意見を踏まえ、「地域協議会は、委員15人以内で組織する」こととしました。**

#### ●協働のパートナーとしてのまちづくり協議会のあり方

**意見を踏まえ、「新市において、小林市市民協働のまちづくり基本指針に基づき、小学校区単位を基本としたまちづくり協議会組織は、設置するよう調整する」こととしました。**

## 第5回小委員会

7月31日 小林市須木総合ふるさとセンター2階会議室

### ■高原町・野尻町の地域自治組織

#### ●地域自治区(特例)設置期間終了後の地域自治組織のあり方

①6年間の特例設置期間終了後に、小林市を含めた一般の地域自治区制度へ移行するという規定しておく②一般制度への移行について検討するという規定を協議書の中に入れておく③新市の一体感の醸成等を考えて、特例の設置期間終了後に一般制度は置かないという3つの方法について事務局から説明がありました。

- ・②は検討するとあるが、これはどの期間に検討をすることになるのか。今、須木にできている地域協議会で、必要と認めた時に検討するということが良いのか。
- ・設置期間のただし書との整合性を図っておかないといけない。合併して首長の任期4年間自治区を設置したと想定して、その時点で存続について議論があるべき。
- ・ここで、断定的に私たちが判断というのは難しい。そのときの議会や首長が判断するもの。柔軟性のある表現にしておかないといけない。
- ・一体感が醸成されれば要らないと思う。一定期間で見直し、条件として一般の自治区を置くことを検討すると入れれば良いのではないか。

意見を踏まえ、地域自治区(特例)設置期間終了後については、設置期間の項目に地域自治組織の設置の是非を検討する旨のただし書を入れることとしました。

#### ●地域自治区の区長の選任等

- ・財政問題抜きには考えられない。野尻町、高原町は自立が難しいため合併協議を申し入れた。小林市も経常収支比率が97.9%と2%上がり、期待されるような状態ではない。地域協議会をきちんと機能させることが住民の不安、懸念の払拭につながる。
- ・高原町の経常収支比率は0.5%下がっている。起債残高も90億から今年は82億になっており、あと5年後には非常に身軽になる。
- ・財政問題ではなく、どうしたら一体感が出るかということだ。一体感のためには区長は必要なく、職員で十分だと思っている。
- ・事務所長が住民不安を解消できるような人かどうかが大事。事務所長として、高原町、野尻町の人が十分安心できるような職員を置けば良い。
- ・職員の事務所長の場合に、職位がどの辺にあるかということが大事。
- ・人口6万人の市になったら課制では無理があり、部制となると、部長が事務所長になるのではないか。
- ・住民の安全安心のため区長は必要だろう。合併して2年経つが、区長がいてこそ、活動もしやすいし行動もとりやすい。市長に直接言っただけなのは区長ではないか。
- ・権限さえ与えれば優秀な方はいるので、財政的問題で言えば、そういう方を区長に採用していけば良いのではないか。
- ・合併して誰が一番寂しいかといえば住民である。住民の安全を考えると支所長は絶対に必要だろうと思う。

- ・私が基本的に合併反対なのは、小林市からの回答の中に「高原町は危機的財政の中」というのが入っていた。この文言は、高原町が助けてもらわないといけないような感じ。一体となって新しい町をつくり、大きくしてスケールメリットを求めるのは賛成。商工会は合併しなくて良いのではという意見がほとんどである。
  - ・みんなで一つになって合併するため、過去のことは考えずに前向きに結束していこう。高原町、野尻町の人たちが安心するためにどうしたら良いのか。
  - ・1市2町のお互いの立場を尊重しあって、2町の住民の合併に対する期待と不安と動揺を小林市が心広く対応してくれるか、心情的な問題を優先しなければこの問題は片付かない。合併を成就させることが大事。
  - ・みんなの気持ちとしては合併するんだということ。区長を設置することは決まっている。
  - ・副市長格の区長を置くのか、事務所長を置くのか、財政の問題が出てくるのは当然だと。新市の一体感の醸成、それぞれの地域の特徴を生かして、ある程度の期間は、職員ではなく区長を置いて、一定程度の権限を持たせてほしい。
- 意見を踏まえ、地域自治区の区長の選任等については、意見が集約できないため、次回継続協議とすることとしました。**

#### ■新市基本計画（第4章～第8章）

新市基本計画の第4章～第8章について事務局から提案説明があり、委員から次のような質疑・意見が出されました。

- ・バリアフリーという考え方から、今は高齢者、子ども、障がい者、すべてを含んだユニバーサルデザインという考え方に進んできており、そういう発想の方が良いのではないか。
- ・病院問題について、今年4月に県が見直した医療計画では周産期医療、小児救急医療、がん医療等が都城市に再編ということになっている。県の医療計画を念頭に置いた考え方ができないか。

**意見を踏まえ、新市基本計画の第4章～第8章については、次回協議・確認することとしました。**



## 第6回小委員会

8月8日 小林市役所4階大会議室

### ■新市基本計画（第4章～第8章）

- 言葉の概念が正確に伝わっていない部分があるので、用語の解説があったら良い。
- 下水道事業のことで、これは小林市の問題であるが、20年後大きな問題に発展する可能性がある。街部(中心部)は移動するので、人も移り住む。地域をもう少し狭めることはできないか。400haとあるが、300haくらいの規模にしたらどうか。
- 市町村は多目的施設をつくりたいが、補助金の関係で国が認めてくれないという壁があった。しかし、規制緩和の関係で、そういうものもある程度取り払われてきているのではないか。複合施設建設について事務局でどのような議論があったか。
- 要望であるが、合併後、複合施設建設について、早急に手を付けていただきたい。
- 読書活動の充実について、図書館を中心にしてとあるが、現在、小林市だけが図書館になっている。指定管理者制度になっているが、合併したときには、高原、野尻含めてどういう構想になるのか。
- 生涯学習推進体制の本拠地は、本来なら首長部局の中に位置づけられないといけないと思うが、今後の課題としてどう捉えているか。社会教育の拠点施設である公立公民館と類似公民館について、須木を加えた新体制の中でどのように見直しがなされているのか、生涯学習を推進施策としてどのように取り組んでいくのか。
- 公立公民館と自治公民館を切り離さずに連携を大事にしてほしい。
- 地域で活動を活発にするというのが出ていたが、そういう場合、活動の拠点というのは公民館などを考えているのか。
- 権限委譲について、約6万人の市になるので積極的に権限委譲を受けるようにしてほしい。そうすることによって、市民の利便性、生活向上につながる部分がある。

### ■高原町・野尻町の地域自治組織

#### ●地域自治区の区長の選任等

- 受け入れる小林市側としては財政問題等を言うのは当然のことだ。一方、編入される側からするとやはり不安がある。職員の中で能力のある人はいると思うが、短い期間でも良いから、当面は区長設置をお願いしたい。まちづくりを進めるうえで、特別職の方が引っ張っていく方が効果は上がる。
- 事務所長の代わりに特別職の区長を置くことができるということだと思うが、特別職の区長の方が権限はあるということなのか。それとも権限は同じなのか。
- 須木は2,000万円位まで区長が決裁できるが、ただ決裁するだけで、事業面において予算まで権限があるというわけではない。その辺が不安があると言われる根本になってくると思うが、同じ小林市になるのだからその不安は払拭されるのではないか。特別職で不安が解決できるものか、事務職でも一緒なのではないか。
- 事務所長であれ区長であれ、意見がそのまま通るとは限らない。地域協議会がきちんと機能するかどうかが大事。特別職の区長がいるかどうかは問題なのではなく、つくった組織が機能するかどうかが大事である。やはり財政問題を言わざるをえない。事務所長で十分やっていける。
- 高原町民と野尻町民が新小林市の市民として心の融合を一刻も早くという期待感のもとで、大きな環境の変化に対応し歩みを進めようとしている中で、期待、不安、

動揺について十分配慮していく必要があるのではないかと。小林市の受容的対応を希望する。新市の融合を一刻も早く図りたいので、何年も区長を置いてほしいとは考えていない。合併して区長を置くとなると副市長相当職が5名になり財政的に厳しいというが、3名は現小林市のものであり、新たな合併を考慮したものではない。

- ・地域協議会の充実は合併した後の話で、ある程度時間がかかる。それまでの間は、住民の意見をきちんと市長に言えるような人を選んでほしい。一体感の促進とか経費削減といったときには事務所長が良いのかも知れないが、サービスの低下などの不安がある。2年に限って区長を置いて、その後はまた考えるということではできないか。区長の給料が須木の区長並みでなくても良い。何とかして合併をまとめたい。
- ・住民の不安解消のため2年でも区長を置いてほしいと言うが、住民の不安が区長を置くことで解消されるか疑問。住民の不安というのは、例えば税金や保険料の問題。事務所長でも不安解消は可能なのではないかと。特別職を置くと報酬の問題などもある。合併で住民サービスの低下を緩やかにできるかどうかを考えないといけない。
- ・住民サービスは合併することによって低下する。行革というのは職員数を減らすのが目的だから、職員が減ると行政サービスは低下する。行政サービスが豊かになるなどという期待感は捨てていかないといけない。
- ・合併に際しては小林市の方も不安がある。合併したら借金が増えるという不安を住民は持っている。野尻町、高原町の住民も不安だと思うが、小林市の住民も不安はある。究極はやはり財政改革でありそこを見据えた合併でないと、たとえ合併しても、将来住民が苦しむことになる。
- ・須木と合併をして実績を持っている。須木の住民不安があるという中で合併をしたが、実際に須木の住民に聞いてみると、そんなに不安は感じていない。
- ・須木の状況は非常に素晴らしいことだ。高原町も野尻町もそうなれるように、2年くらいは区長を置いた方が良いのではないかと。
- ・小林市新市まちづくり計画を見ると、多くの人がそれぞれの町を移動しているのどこに不安があるのか。税収がかなり減っており、財政について曖昧なまま事を進めると後で皆さんにツケがくる。合併は切なる願いであるし合併を逃したら住民に対して申し訳ない。財政の厳しさを思うと、区長を置くとしても給与を抑えるなどしないといけない。
- ・いろいろ不安はあるが、今日の社会不安といえ、地方と都市部の所得格差、医療問題。地域協議会をつくりながら、その下に市政に参加していけるまちづくり組織をつくらうと言っている。それでも不安だから特別職を置こうというのは、よく分からない。そういう状況ではないので、お互いに認識を合わせないといけない。
- ・協働のパートナーとしてのまちづくりは、合併後の課題として提起してある。区長の問題は、合併をする時のまさに今の問題である。自治組織が定着するかどうかというのは区長にかかっている。
- ・期間の問題ではなく、事務所長なのか、特別職の区長を置くのかという話。事務所長で十分任務を果たせるのではないかと。組織機構については、首長の専権事項。6万人の市になるわけだから、当然部長制をとるのではないかと。事務所長か、特別職の区長かという論点。期間は次の話にしないと、おかしくなってくる。

**ここで意見集約のため①区長設置2年間、②区長設置4年間、③区長は設置しない、という3つの選択肢について、委員一人ひとりの意見を聴いた。**

- ・これまで住民の幸せを考えて訴えてきた。
- ・非常に複雑だが合併が進むためにぜひ区長を設置してほしいということであれば、

2年1期に限って置く。しかし、首長が区長になるなどということは考えていない。区長を置いて、できれば早い時期になくした方が良い。市長には公正な立場で任命してもらいたい。

- 基本的には区長は置くべきではないが、区長に権限があるなら置いても良い。2年間だけ区長を置く案も検討するべきではないか。報酬のことは、それができかねないかということもあるが、それを期間の面でごまかすのかどうかということだ。
- 持論としては事務所長で良い。歩み寄りということから言うと、区長設置2年間ということ譲歩しないといけないのではないか。
- 今、3市町の置かれた状況をしっかり見るべきだ。
- 財政的なことを考えると職員の事務所長ということになるが、今回はどうしても合併を成功させたいという願いが強い。区長を設置しないではだめだったら、ほかの方法も考えないといけないが、財政を一番に考えたい。
- 特別職の区長を置いてほしい。財政論だけで合併するのかということに疑問を持っている。期間は限定しないが、住民の不安がある中で、いかに早く良い町をつくっていくかということ考えた時に、旧自治体のまちづくりも必要になってくる。地域協議会は当然やっていかないとはいけないが、合併と同時に十分な機能を果たせるかといえば疑問である。権限のある区長を置いて、スムーズに新市の中に入っていて、できるだけ短期間で一体感が図れれば良い。
- 区長を置いてほしい。今まで議論する中で、給料を下げても区長を置いて、住民の安心安全を守ってあげるのが大事。一部の地域だけ発展して、ほかの地域は取り残されるのではないかという不安がある。
- 合併を壊すわけにはいかないの、どこか落としどころがあるのではないか。区長を置いた方が良いと言っているのは、まちづくりを絵にかいた餅にたくない。本当に実現するためには、区長を置いて束ねていくということが一番効果がある。
- 区長と事務所長の権限が一緒なのであれば、名前の違いだけなのか。給料を下げても区長を置くということをせずに、最初から職員の事務所長で良いのではないか。
- 初めは須木にも区長がいるので、当然高原町、野尻町にも区長を置くと思っていた。財政状況等を考えると事務所長で良いのではと思ったが、何かしてほしい時に、区長が言うのと事務所長が言うのでは受取り方が違うと思う。区長を置かずに置けばよかったと後で後悔するよりは、短い期間でも置いた方が良い。
- 合併をするべきだということに変わりはない。財政状況だけでは云々と言われたが、野尻町議会、野尻町長が出したのを見ると、財政状況を考えずには合併はありえないと言っている。それを踏まえて、私たちは合併をしないといけないと思った。
- 区長を置くべきだ。財政が厳しいのは十分わかっているので、2年なら2年として区長を置いた方が良い。

**意見を踏まえ、地域自治区の区長の選任等については、意見が集約できないため、次回まで継続協議とした上で、確認まで行うこととしました。**

## 第7回小委員会

8月21日 小林市役所4階大会議室

### ■高原町・野尻町の地域自治組織

#### ●地域自治区の区長の選任

- ・長い歴史のある町が合併によってなくなる。住民サービスの低下等の不安がある。それぞれの意見を出し合いながら、まちづくりを進めていくことが大事。区長を置いてもらえるなら、報酬はまちづくりについての必要最低限の経費である。
- ・財政は関わってくるが、軌道に乗るまでは区長を置いてほしい。
- ・基本的に区長を置くことには反対。長期的に見た場合、区長設置は2年か4年かの議論で、2年後には同じ不安ができてくる。一体感のために早くひとつになるべき。2年遅れることで弊害が出てくる。予算的に自由裁量で1億円くらいの権限を区長に与えるのなら良いが、大した権限はないのではないか。
- ・編入されることについて2町の住民の中には不安がある。激変緩和措置の重みを住民の代表として重く受け止めるべき。その代名詞として区長は当然あるべきである。各町の長い歴史的背景を私たちは無視できない。一過性の措置だが区長は当分移行措置の期間は置くべきである。
- ・基本的には事務所長が良いが、合併が成就しなければ委員も責任がある。条件付で区長を置く場合2年間という限定をさせていただきたい。
- ・財政問題がネックになって両町が覚悟を持って申し入れた合併。今回の合併がまともないと地域住民に申し訳ない。財政上、区長は置かなくて良いと思うが、2年間という限定で置くことにしたい。
- ・譲歩という区長を2年に限って設置ということになるが、財政改革が合併の意義であり、地域協議会が十分機能すれば、事務所長に人材を充てることで補うべき。
- ・これからの自治をどう創るのか。須木との合併の反省を念頭に置いて協議すべき。編入でも結構だから合併をと言ってきたのに、両町は自分たちの既得権を守ろうとしている。特別職を置くことがそんなに重要なのか。事務所長で十分である。
- ・3年前の合併ではいろんな不安があった。須木の地域協議会は軌道に乗るまで1年半かかった。事務所長では市長に対しての意見が弱く、区長がいると安心である。
- ・ぜひこの合併を実現したい。住民の不安解消のため、当面2年間に限って区長を置いてほしい。
- ・いろんな人の意見を聴き、採決は避けたいが全会一致は難しい。小林市議会では、行財政改革のため無駄は省くべきと言っている。譲歩するのであれば長期間の区長設置は無理。今回は、住民側が動かして合併することになってきており、これが不発に終わるようなことがあってはいけない。
- ・区長は市長が任命する方ということになるのか。

委員一人一人の意見を聴いた後、地域自治区の区長の選任について採決を行いました。その結果、「特別職の区長を置く」に賛同する委員が9人、「事務所長を置き職員を充てる」に賛同する委員が2人であり、出席委員の3分の2以上の賛同があったため、「特別職の区長を置く」こととしました。

協議書には、「地域自治区の事務所に地方自治法に基づき事務所の長を置き、市長の補助機関である職員をもって充てる。ただし、合併新法により合併の日から2年間に限り、事務所の長に代えて特別職の区長を置く」と規定することを確認しました。

なお、「区長の選任については、地域協議会、地域の団体・組織等からの意見を尊重して、地域の行政運営に関し優れた識見を有するものうちから市長が選任する」こととしました。

#### ●区長の設置期間

- ・さきほど設置期間は2年間という意見が出た。高原町・野尻町も2年間でも良いからと言ってきた。区長は2年間だけ置くことを全会一致で確認をお願いしたい。意見を踏まえ、区長の「設置期間は、合併の日から2年間に限り設置する」こととしました。

#### ●区長の任期

地域自治区長の「任期は2年とする」こととしました。

#### ●区長の権限

- ・どういう特別職の区長なのか。これからの自治に何が求められているのか。2年間置く特別職の区長にどういう任務を与えるのか。予算がどうだとか言う前に住民のまちづくりへの参画をつくっていかうということが必要である。
- ・合併に対する住民の不安を解消するための補完的機能と、まちづくり協議会等の組織の機能化に向けての相談的役割、総務省自治行政局の見解等を盛り込むべき。

意見を踏まえ、「①区長は、地域自治区を代表し、その地域の特性や資源を活かした独自性のあるまちづくりのため、市長に助言し、または意見を具申する。②区長は、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の小林市の機関及び地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携（協働）を図りつつ、担任する事務を処理するものとする。」こととしました。

#### ●区長の報酬

意見を踏まえ、ただし書として「区長の報酬の額は、その身分及び職責を踏まえ財政状況等を考慮した上で、特段の配慮をもって、市長が小林市特別職報酬等審議会に諮り、別に定めるものとする」と入れることとしました。

#### ■新市基本計画（第9章）

- ・財政シミュレーションは連結決算を考えると、企業会計・特別会計まで全て含んで推計すべきではないか。

新市基本計画（第9章）については、本日は提案のみとし次回協議確認することとしました。